

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長 小 椋 正 清

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)	
地域名 (地域内農業集落名)	川合寺 (川合寺町)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

各戸が水稻を中心に耕作をしているが、集落内の耕作者は年々高齢化により減少している。離農された農地については近隣集落の認定農業者が引き受け、水稻、麦、大豆を中心に耕作をしている。
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

今後も集落内の耕作者については減少していく見込みであり、近隣集落の認定農業者に集積が図られる見込みである。栽培作物としては水稻を中心に麦、大豆を栽培していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	23.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	23.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
離農された農地から認定農業者へ集積を行っていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
権利設定を行う場合、積極的に活用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
農道、水路の維持管理を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市街地近郊農地という利点を生かし、就農希望者があれば定着に向けて、県、市、JA等と連携していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化、コスト削減が見込める部分については作業委託についても検討を図っていく。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】